

業務体制の概要（薬局）

薬局の名称

【通常の営業時間等】

週当たりの営業時間等		
薬局の開店時間	①	時間
一般用医薬品又は要指導医薬品（以下、一般用医薬品等）販売時間	②	時間
第一類医薬品又は要指導医薬品（以下、第一類医薬品等）販売時間	③	時間
情報提供するための設備	④	カ所

【通常の調剤及び一般用医薬品等の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

	調剤に従事する勤務時間数 （週当たり）	一般用医薬品等の販売に従事する 勤務時間数（週当たり）	第一類医薬品等の販売に従事する 勤務時間数（週当たり）
薬剤師			
登録販売者			
総和	⑤ 時間	⑥ 時間	⑦ 時間

【体制省令への適合状況】 * 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

調剤に従事する薬剤師の勤務時間数	⑤	≥	①	薬局の開店時間数 (体制省令第1条第1項第6号)		
一般用医薬品等販売に従事する専門家の勤務時間数	⑥	=	[]	≥	②	一般用医薬品等販売時間 ... (体制省令第1条第1項第10号)
情報提供設備の数	④					
<p>※なお、一般用医薬品の特定販売を行う薬局にあっては、その開店時間の1週間の総和が30時間以上であり、そのうち、深夜（午後10時から午前5時まで）以外の開店時間の1週間の総和が15時間以上であることを目安とする。</p>						
第一類医薬品等販売に従事する薬剤師の勤務時間数	⑦	=	[]	≥	③	第一類医薬品等販売時間数 (体制省令第1条第1項第11号)
情報提供設備の数	④					

* 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

* 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

【薬局開設者の講じなければならない措置】

調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針（体制省令第1条第1項第15号）	無 ・ 有
調剤された薬剤を販売授与する場合の情報提供その他の調剤の業務（調剤のために使用される医薬品の貯蔵に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するための指針（体制省令第1条第1項第16号）	無 ・ 有
薬局医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品に関する情報提供等その他の医薬品の販売授与の業務（医薬品の貯蔵及び要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するための指針（体制省令第1条第1項第14号）	無 ・ 有
医薬品の安全使用のための責任者の設置（体制省令第1条第2項第1号）	無 ・ 有
従事者から薬局開設者への事故報告の体制（体制省令第1条第2項第2号）	無 ・ 有
医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定（体制省令第1条第2項第3号）	無 ・ 有 ・ 該当外

医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のための業務に関する手順書（体制省令第1条第2項第4号）	無 ・ 有
調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書（体制省令第1条第2項第5号）	無 ・ 有
（薬剤師不在時間がある場合）薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書（体制省令第1条第2項第6号）	無 ・ 有 ・ 該当外
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策の実施（体制省令第1条第2項第7号）	無 ・ 有

* 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令